

匝瑳市環境審議会 会議結果

第1 日 時

平成27年7月8日（水曜日） 午後1時30分から午後3時30分

第2 場 所

市役所議会棟2階 第2委員会室

第3 出席者

○委 員

伊藤照子会長、林義雄副会長、穴澤廣明委員、飯島正義委員、
石田健治委員、鵜之沢正吉委員、大木一夫委員、及川ひろ子委員、
鈴木一郎委員、田邊久利委員、稗田正治委員、渡邊雅仁委員

以上12名

（会長、副会長以下五十音順）

欠席委員3名

○事務局

環境生活課 加瀬課長、大川副主幹、渡邊主査、布施主任主事

以上4名

第4 議事次第

1 開 会

2 委員紹介

3 あいさつ（市長）

（環境審議会長）

4 議 事

諮問事項

（1）匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の
発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）について

(2) 匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について

5 その他

6 閉 会

第5 会議結果

諮問事項（1）及び（2）については、関連性があるため一括審議を行った結果、原案のとおり承認され、匝瑳市長に対し答申を行うことになった

第6 議事概要（発言要旨）

別紙のとおり

議事概要（発言要旨）

1 開 会

（進行：大川副主幹）

2 委員紹介

委員紹介の後、事務局職員の紹介を行った。

3 あいさつ

会議の開催に当たり、太田市長及び伊藤会長が挨拶を行った。

4 議 事

（議長：伊藤会長）

匝瑳市環境基本条例第27条の規定により、伊藤会長が議長となり、議事進行を行った。諮問事項（1）・（2）は関連性があるため一括審議とした。

配布資料に基づいて、事務局から各諮問事項について説明した。

これに対し、議長から意見等について委員に求めたところ、安全基準の確認のほか、埋立て行為の監視体制等についての意見を受けた。

○議長

事務局から説明がありましたが、御意見や御質問等がございましたらお願いします。

○委員A

匝瑳市内での残土の埋立てによる土砂崩れや水質汚染等の被害状況はどうか。

○事務局

埋立てによる大規模な被害はないと認識しています。

また、田畑に多少土砂が崩れたとの苦情はありますが、その場合は、市職員が埋立て現場を確認し、事業者に指導等を行っています。

○委員A

今回、条例の一部改正に伴って罰則規定の改正はしないのか。

また、罰則の規定はどのように定めたのか。

○事務局

今回の条例の一部改正においては罰則規定の改正は行いません。

また、罰則規定は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の罰則と同様のものとなります。

○委員B

安全基準は規定されているが、悪臭はどうか。

○事務局

悪臭については匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例では規制されていません。

○委員B

埋め戻し行為については、許可の対象となるのか。

○事務局

採取した区域内に再び埋め戻す場合は、許可の対象とはなりません。

○委員B

悪質な埋立てなどの原状回復はどのようになっているのか。

○事務局

安全基準に適合しない土砂等が使用された場合は、匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第7条第3項の規定により土砂等の全部又は一部を撤去する措置を命じます。

○委員A

条例第7条第3項の規定により命じることはできるが、強制力はあるのか。

○事務局

撤去を指導するに当たり、計画書等を提出させ撤去するように何度も指導を行います。

○委員B

埋立ての高さの制限はあるのか。

○事務局

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第3に規定されています。

○委員C

3,000㎡以上の埋立てに使用されたものはどのようなものか。また、危険なものなのか。

○事務局

使用されたものは再生砂と呼ばれるものです。再生砂は定期的な濃度結果証明及び土質試験による安全基準に適合したものになります。

○委員C

安全基準は化学物質の測定のみになっているが、放射線量の測定値等はいっていないのか。

○事務局

市条例では規制されていません。

○委員D

県条例では規制はされていないが、放射能に汚染されたものについては、別の法律で規制されている。

○委員C

300㎡未満の埋立て等はどのように監督するのか。

○事務局

市職員や匝瑳市不法投棄監視員によるパトロールや市民からの通報等により、埋立て行為を把握することになります。

○委員E

埋立てに供する区域の面積の下限値を300㎡にした理由は。

○事務局

市では、再生砂等による埋立てや500平方メートル未満の埋立てが、現行条例の適用外とされ、十分な指導に結びついていない現状にあることから埋立て面積の下限を300平方メートル以上とし、より早い段階での規制強化を図るために改正するものです。

参考に、県内の市においても下限値を300㎡としている市が6市あります。

○委員E

下限値を300㎡としたことにより悪質な埋立て行為者の指導が多くなり、市から警察署へ告発する例が出てくる可能性がある。こうした場合に備えて専門知識を持った職員の確保等市の体制を整える必要があるのではないか。

○事務局

職員の配備体制等については、今後必要に応じて整えていきたいと考えます。

○委員B

市で有害物質の立入検査することがあるのか。

○事務局

完了前に有害物質などを埋立てられている恐れがある場合は、市で立入検査を実施し地質検査を行う場合もあります。

○議長

今回、諮問事項の匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）及び同条例施行規則の一部を改正する規則（案）については原案のとおり承認し、これをもって答申することとしてよろしいか。

（異議なし）の声

○議長

本審議会での議事は、以上で終了する。

5 その他

特になし

6 閉 会

以 上